

平成29年度

第6回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成29年9月5日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成29年度第6回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第3会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 農地の使用貸借解除通知の受理について

報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について

<出席委員>（11名）

2番委員：佐川順一郎

3番委員：齋藤豊彦

4番委員：君塚作治

5番委員：磯野幸作

6番委員：藤平重男

7番委員：押元康郎

8番委員：猿田義久

9番委員：浅野幸男

10番委員：山岸 潔

11番委員：岩瀬貞夫

<欠席委員>（名）

1番委員：加曾利益弘

<出席職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 小高一哉 寺井絵里

開 会（午後 1 時 5 7 分）

局長（吉野）

それでは、定刻前でございますが、只今より平成 29 年度第 6 回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は 10 名の委員のご出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定によりまして会議は成立します。なお、1 番委員の加曾利委員におかれましては、本日都合により欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によりまして岩瀬会長に議長をお願いしたいと思います。

議長（岩瀬会長）

議事日程 3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、2 番の佐川委員、3 番の齋藤委員をお願いします。

それでは、早速ですが議事日程 4 の議事に入らせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 29 年 9 月 5 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号 9 堀之内地先 1 筆 地目 畑 地籍 528 m² 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 譲受人 自作地の隣接地を取得し、規模拡大を図るため。譲渡人 譲受人の要望に応じる。なお、権利取得後の農業経営の実態は、2 ページに記載のとおりです。これらは、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号 9 については 6 番 藤平委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告を

お願いします。

藤平委員（6番）

それでは、私の方から現地調査のご説明を申し上げます。9月1日午後1時30分より権利者と義務者の立会のもと現地調査を行いました。場所については、国道297号線から町道に入ったところにあり、現状では畑として活用されておりまして、綺麗に整備されております。権利者も自宅の近くなので、この土地を利用して畑作を行いたいとしております。以上で報告を終わりにさせていただきます。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。6番 藤平委員の現地報告が終わりました。番号9に関してご質問等のある方はお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

それでは、番号9については異議なしと認め、議案第1号は可決となりました。

続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

3ページをお開きください。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成29年9月5日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号2 笛倉地先1筆 地目 畑 地籍 1,044 m² 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 当該農地を相続により取得したが、耕作の知識がなく、近親者にも耕作者いないため、農地としての活用は困難と判断し、太陽光発電施設の設置を計画した。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。議案第2号について3番 齋藤委員が担当となっておりますので現地報告をお願いします。

齋藤委員（3番）

現地調査した結果を申し上げます。9月1日午前9時に権利者の代理人と事務局2名の立会のもとに行いました。

場所でございますが、国道409号から町道線か中に入ったところに今回の申請地がございます。申請地が太陽光発電を実施するのに適しているかどうかですが、現地は緩斜面の畑となっております。栗の木が数本植えられている状態ですが、整地する際に伐採するそうなので問題は無いとの事でした。排水設備は特に設けずに、地下浸透で対応するようですが、現地を見る限り十分対応できると思われれます。隣接地は、全てが権利者の土地となっているため問題となる農地はありません。防犯上の対策としては、敷地内にネットを張り、入口には扉をつけて施錠して管理すると言っておりました。また、申請地の近くに東電の三相があるため、新規に電柱を建てることがないので工事費も安価にできるようです。以上のことから、許可相当と思えますが委員の皆様の審議をお願いします。以上で報告を終わらせていただきます。

議長（岩瀬会長）

3番 齋藤委員から現地報告が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

異議なしと認め、議案第2号は可決となりました。

続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います

事務局（寺井）

4ページをお開きください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転及び転用を伴う使用貸借権の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成29年9月5日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号6 船子地

先 外3筆 地目 田 地籍 4筆合計 1,379 m² 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 人口減少が進む本町の喫緊の課題である定住対策に取り組みため、立地条件の良い用地を取得し、宅地分譲を計画した。なお、申請地の一部及び隣接地に地元消防団消防機械器具置場の建設を計画した。(所有権移転)

番号7 久我原地先1筆 地目 田 地籍 188 m² 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 現在〇人家族で居住しているが、家が古く危険なうえ、耐震性に問題があるため、現在の居宅と同一敷地内に専用住宅を建設したい。

議長 (岩瀬会長)

事務局の説明が終わりました。議案第3号の番号6については8番 猿田委員が現地調査の担当となっておりますので報告をお願いします。

猿田委員 (8番)

それでは番号6について報告を申し上げます。

調査日につきましては9月1日午前10時より企画課職員、農業委員会事務局2名の立会のもと現地調査を行いました。申請箇所は、国道297号線の船子交差点の近くで、現状を確認しましたところ、地目は水田となっておりますが、作付けはされておりませんが、草刈りを行って適正に管理されておりました。この申請地を利用して分譲及び消防機庫を建築するという事ですが、周辺を見ましても他への影響も無く、排水につきましても近くの県道側溝へ繋ぐという事でしたので特に問題は無いように思われました。以上で報告を終わらせていただきます。

議長 (岩瀬会長)

8番 猿田委員から現地確認報告が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

佐川委員 (2番)

分譲までのスケジュールは決まっていますのですか。

局長 (吉野)

この申請が許可になり次第造成を行いたいと言っております。配布しております資料5-6をご覧ください。この土地利用計画図から推測すると分譲区画数は3から4戸だと思われれます。

議長（岩瀬会長）

他に質疑等はありませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質疑等がないようですが、番号6について異議ありませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

続きまして番号7については私が現地調査の担当となっておりますので報告いたします。

この案件の調査は、8月28日午後1時30分より委員会事務局2名、申請者代理人の立会のもと調査を行いました。申請箇所は、久我原集落内のほぼ中央で、申請者の祖母の土地に家を建てる目的での申請になります。この土地は、減反政策により水田に植木を植えて転作を行ってきた土地であります。現況は畑として使用しております。この申請地は、宅地に囲まれており、この筆だけが農地として残っている状態です。宅地として使用する場合は、ある程度の埋め立てを行い、前後の宅地に合わせ平らにするそうです。隣接地の同意ですが、周辺全てが義務者の土地となっていることから必要ないと思います。排水については、母屋の排水管に繋ぎ、そこから町道の側溝に流すこととなります。特別な問題は無いと思われま。以上で調査結果の報告を終わらせていただきます。

議長（岩瀬会長）

この件に関して質疑等のある方はお願いします。

3番（齋藤委員）

家の床面積は、どのくらいでしょうか。

事務局（小高）

資料5-7をご覧ください。家の平面図から計算すると概ね43坪位になると思われま。

議長（岩瀬会長）

他に質疑等はありませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質疑等がないようですが、番号7について異議ありませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

番号7について異議がないという事で議案第3号は異議無いと認め以上のおり決定いたします。

続きまして議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。本案について、事務局より説明願います

事務局（寺井）

6ページをお開きください。議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成29年9月5日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、
2 公告を予定する日 平成29年9月6日。

それでは、認定番号29-40及び41を説明します。

次のページをお開きください。農用地利用集積計画各筆明細書 29-40 所在 会所地先 田2筆 合計 4,483㎡、利用計画は畑として利用、賃料は20,000円、賃借権の新設定であり、期間が平成29年9月6日から平成35年9月5日までの6年間 借賃の支払 毎年12月31日までに持参払、貸付者 茂原市〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

29-41 所在 平沢地先 田1筆 495㎡、利用計画は畑として利用、利用権設定は使用貸借権の再設定であり、期間が平成29年9月6日から平成32年9月5日までの3年間、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

なお借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は9ページをご覧ください。

すべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

齋藤委員（3番）

確認ですが、〇〇〇〇氏の農業者年金の関連によるものですよね。

事務局（寺井）

はい。現在〇〇〇〇氏は、農業者年金の経営移譲年金を受給されている関係がございまして、今回使用貸借権の再設定を行いました。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質疑等がないようですが、議案第4号について異議ありませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

それでは、議案第4号については、異議なしと認め、議案第4号は可決となりました。議件は以上をもって終了となります。

続いて、報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

10ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成29年9月5日 大多喜町農業委員会 会長 岩瀬貞夫。

番号14 所在地 会所地先外5筆 地目 畑及び原野
地籍合計 9,743 m² 登記原因・日付 相続 平成29年8月6日 権利者 千葉市〇〇〇〇氏。

次のページをお開きください。報告第2号 農地の使用貸借解約通知の受理について。下記のとおり、農用地使用貸借権の中途解約に係る通知があったので報告する。平成

29年9月5日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号3 所在地 堀之内地先1筆 地目 畑 地籍528㎡
貸付人 大多喜町〇〇〇〇氏 借受人 大多喜町〇〇〇〇氏
事由 貸付人が経営移譲年金を受給しているが、後継者である借受人が耕作を行わないため、貸付人に農地を返還し、第三者に所有権移転するため。

12ページをご覧ください。報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について。下記のとおり、届出あったので報告する。平成29年9月5日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号1 所在 弥喜用地先外1筆 地籍合計152㎡ 土地所有者 大多喜町〇〇〇〇氏 廃土処理量 約100㎡ 埋立の高さ 約2m 当該農地の選択理由 排水施設修繕工事に伴う発生土をなるべく短い運搬距離で処理するため、対象地を探したところ、所有者に協力を得られてため。 工事期間 平成29年9月6日から平成32年8月31日まで 公共事業施行者 大多喜町。

番号2 所在 船子地先1筆 地籍1,345㎡ 土地所有 茂原市〇〇〇〇氏 廃土処理量 1,032㎡ 埋立の高さ 0.8mから0.95mまで 当該農地の選択理由 みつば保育園の児童農園として使用するため。 工事期間 平成29年11月1日から平成30年3月31日まで 公共事業施行者 大多喜町。

議長（岩瀬会長）

以上、報告事項でありますので、ご了解いただきたいと思います。質問のみ受け付けます。

議 場

————— 質問等なし —————

議長（岩瀬会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。事務局から何かありますか。

事務局（小高）

事務局からは特にありません。

局長（吉野）

委員さんの方から何かありますでしょうか。特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉

会させていただきます。

閉 会 (午後 2 時 5 8 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 2 9 年 9 月 5 日

会 長 岩瀬貞夫

署名委員 張川順一郎

署名委員 齋藤豊彦